	された年間商品販売額の小売業計 ［略］ N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅷ N＝38.83×｛（z－y）／y｝×1／4＋1.39 ｛（z－y）／y｝×1／4に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 ［略］ z　平成 26 年度から平成 28 年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］

［8～11　略］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［略］

［2・3　略］

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の二に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が十五・〇〇〇を超えるときは、十五・〇〇〇とする。

［5　略］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4×A＋0.075×B＋0.075×C＋0.075×D＋0.075×E＋0.075×F＋0.075×G＋0.075×H＋0.075×I）×0.848 0.4×A、0.075×B、0.075×C、0.075×D、0.075×E、0.075×F、0.075×G、0.075×H及び0.075×Iに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［略］ H　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合に

	間商品販売額の小売業計 ［同左］ N　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合には3とし、1に満たないときは1とする。） 算式Ⅷ N＝38.99×｛（z－y）／y｝×1／3＋1.44 ｛（z－y）／y｝×1／3に小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式Ⅷの符号 ［同左］ z　平成 25 年度から平成 27 年度までの各年度の一人当たり地方税収の合計額を 3 で除して得た数（小数点以下 4 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］

［8～11　同上］

（「人口減少等特別対策事業費」に係る数値の算定方法等）

第十九条の十四の二　［同上］

［2・3　同上］

4　前項の規定に基づいて行う段階補正に用いる法第十三条第四項の規定による率は、附則別表第十二の二に定めるところによるものとし、市町村の段階補正係数が十五・〇〇〇を超えるときは、十五・〇〇〇とする。

［5　同上］

6　前項の規定に基づいて行う経常態容補正Ⅰは、次の表の上欄に掲げる地方団体の種類につき、同表の下欄に掲げる算式及び算式の符号によつて算定した数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を用いて行うものとする。

地方団体の種類	算式及び算式の符号
都道府県	算式 （0.4×A＋0.075×B＋0.075×C＋0.075×D＋0.075×E＋0.075×F＋0.075×G＋0.075×H＋0.075×I）×0.913 0.4×A、0.075×B、0.075×C、0.075×D、0.075×E、0.075×F、0.075×G、0.075×H及び0.075×Iに小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。 算式の符号 ［同左］ H　次の算式Ⅷによつて算定した数（当該数に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が 3 を超える場合に